

会 議 録 目 次

平成23年第2回曾於市議会臨時会

会期日程	413
○10月31日（月）	
議事日程第1号	415
開 会	417
会議録署名議員の指名	417
会期の決定	417
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	417
報告第10号～報告第12号	418
認定案第3号	420
認定案第4号、認定案第1号、認定案第5号～認定案第8号、認定案第2号、議 案第42号	440
議案第47号	453
閉 会	464

平成23年第2回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

平成 23 年第 2 回曾於市議會臨時会会期日程

会期 1 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 0	3 1	月	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○閉会中の事務調査報告 ○委員会審査報告・審議・表決 ○議案等の審議・表決 ○閉会

平成23年第2回曾於市議會臨時会

平成23年10月31日

(第1日目)

平成23年第2回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

平成23年10月31日（月曜日）
午前10時開会
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第4 報告第10号 専決処分事項の報告について

（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

第5 報告第11号 専決処分事項の報告について

（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

第6 報告第12号 専決処分事項の報告について

（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

第7 認定案第3号 平成22年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

（決算審査特別委員長報告）

（以下8件一括議題）

第8 認定案第4号 平成22年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第9 認定案第1号 平成22年度曾於市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 認定案第5号 平成22年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 認定案第6号 平成22年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定案第7号 平成22年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 認定案第8号 平成22年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定案第2号 平成22年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第15 議案第42号 平成22年度曾於市水道事業剰余金の処分について

（決算審査特別委員長報告）

第16 議案第47号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1 番	今 鶴 治 信	2 番	九 日 克 典	3 番	八 木 秋 博
4 番	土 屋 健 一	5 番	山 下 諭	6 番	原 田 賢一郎
7 番	山 田 義 盛	8 番	大川内 富 男	9 番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	（ 欠 員 ）
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	谷 口 義 則	18番	漆 間 純 明
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	大 津 亮 二				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	迫 田 雪 春	次長	栄 徳 栄一郎	係長	田 平 五月男
参事補	吉 田 竜 大	主任	宇 都 正 浩		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	池 田 孝 教	育	長	植 村 和 信
副	市	長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副	市	長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総	務	課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
大隅支所長兼地域振興課長		上 迫 光 俊	市 民 課 長	切 通 宏	
財部支所長兼地域振興課長		川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	
企 画 課 長		岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫	
財 政 課 長		池之上 幸 夫	経 済 課 長	谷 元 清 己	
税 務 課 長		新 屋 義 文	畜 産 課 長	神宮司 寛	
代 表 監 査 委 員		佐々木 良 昭	耕 地 課 長	吉 田 誠 得	
監 査 委 員 事 務 局 長		真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵	
会計管理者・会計課長		精 松 実 隆	水 道 課 長	福 岡 隆 一	
大隅支所建設水道課長		溝 口 良 久	大隅支所産業振興課長	野 村 春 夫	
			財部支所産業振興課長	富 岡 浩 一	

開会 午前10時00分

○議長（大津亮二）

おはようございます。

これより平成23年第2回曾於市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大津亮二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において海野隆平議員及び久長登良男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大津亮二）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日10月31日の1日限りといたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（大津亮二）

次に、日程第3、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（大川原主税）

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告、議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

所管にかかる災害調査、調査地、末吉地区、財部地区、調査期間、平成23年10月17日、1日間、調査委員、建設経済常任委員全員であります。

調査内容、台風15号と秋雨前線の影響により、9月19日から21日にかけて、曾於市内は激しい暴風雨に見舞われました。同日の連続雨量は374mmを記録し、市内に

おける道路と河川の公共土木災害は36件、1億84万円、耕地災害は182件、2億8,120万円にも上る被害となりました。

今回、市道の崩落現場や水田の埋没現場等を現地調査しましたが、災害箇所によっては森林開発を発端とする人的災害の可能性を否定できない箇所もあることから、森林開発にあたっては予見される事態を想定して行うよう当事者及び関係者への指導もあってしかるべきではないかとの意見が出されたところであります。

その他、現状のままだが長く続けば被害のさらなる拡大が予想される深刻な箇所もありますので、まずは一日も早い復旧をすべきとの意見の一致を見たところであります。

以上でございます。

○議長（大津亮二）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第4 報告第10号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

日程第5 報告第11号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

日程第6 報告第12号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

○議長（大津亮二）

次に、日程第4、報告第10号、専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）から日程第6、報告第12号、専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）までの以上3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第4、報告第10号から日程第6、報告第12号まで一括して説明いたします。

まず、日程第4、報告第10号の専決処分事項の報告について説明いたします。

市道境迫線の清掃作業中に発生した傷害事故について、示談書のとおり和解が成立しましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき本案を報告するものであります。事故は平成23年8月6日午後零時10分ごろ自治会による市道清掃作業に参加し、市道横の杉枝の伐採中、のこぎりが左手中指にあたり負傷したものであります。

相手方は曾於市大隅町月野10422番地の上別府静夫氏で負傷に伴う損害賠償金額

は1万4,000円であります。なお、この賠償金につきましては、日本興亜損害保険株式会社から全額支払われることになっております。

次に、日程第5、報告第11号、専決処分事項の報告について説明いたします。桜ヶ丘児童公園の清掃作業中に発生した傷害事故について、示談書のとおり和解が成立しましたので、地方自治法第180条第2項に規定に基づき本案を報告するものであります。事故は、平成23年8月7日午前6時50分ごろ自治会による公園清掃作業に参加し、刈り取った草の収集作業中フォークが右足に刺さり負傷したものであります。相手方は曾於市大隅町岩川6116番地10の川崎数幸氏で負傷に伴う損害賠償金額は1万7,500円であります。なお、この賠償金につきましては、日本興亜損害保険株式会社から全額支払われることになっております。

次に、日程第6、報告第12号、専決処分事項の報告について説明いたします。市道新町4号線上で発生した車両事故について、示談書のとおり和解が成立しましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき本案を報告するものであります。事故は、平成23年8月24日午後5時30分ころ、走行中の車両が下水道マンホールの段差により車両の下部が破損したものであります。相手方は宮崎県都城市若葉町81の2の2の岩元浩司氏で破損に伴う損害賠償金額は26万200円であります。なお、この賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額支払われることになっております。

以上、日程第4、報告第10号から日程6、報告第12号まで一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

ただいま市長から報告がありました3番目のこの市道の下水道のマンホールの段差によって車が破損したということで、ちょっとイメージが浮かぶことは浮かぶんですけども、なぜ段差が生じていたのか、これは工事の段階での問題点であるのか、それであつたら工事を請け負った業者にも責任の1たんはあろうかと思うんですが、いずれにしてもこの最初の2例とは事情が違ふと思うんですが、説明をしてください。

○水道課長（福岡隆一）

お答え申し上げます。

現場のマンホールにつきましては、平成10年度に施工したマンホールでございますが、現場は湧水等が多い場所でありまして、工事のときも非常に難儀をしたわけなんですけども、工事完了時は水平であつたわけなんですけども、工事完了後マンホー

ルの周囲がじわっと沈下していったということで、最大4cmくらい段差があったということで現場を見ております。現場はちょうど国道269を都城のほうに行きますと弓道場がありますが、弓道場を右折したところで、右に曲がります。そうしますと、マイナス12%勾配の下り坂になりまして、マンホールがあるところは下ったところで、37m行ったところで水平になっているというところで、道路形状の12%勾配から水平になった要因と、そしてマンホールに4cm段差があったということと、車が若干スピードを出して、あと車そのものがドイツ製の高級車ということで、若干沈み込みがあったのかなというふうに思っています。そういった状況で車の下部アルミ合金でできておりますけど、それが当たって損傷したというということであります。

終わります。

○21番（徳峰一成議員）

当然この事故を受けて当局としては、ほかに危険性のあるマンホール等はないのかどうかは調査されたと思うんですが、市道あるいはそれに関連する公道においてのマンホールは現在何カ所ありますか。その後、事後調査をされてそのすべてが問題支障はないということで、一応確認がされていますか、この2点です。

○水道課長（福岡隆一）

事故を受けまして、8月の31日の日の事故の報告を受けまして、即点検をいたしまして、現場のところが一番事故の起きる確率が高いということで3日後には舗装で補修いたしております。あと現場以外のところも対象箇所はないかということで調査しましたけども、直接事故に至るところはないというふうに判断しました。若干の沈下はあるところではありますが、これについては後日補修してまいりたいと思っています。

それから、マンホールの数につきましては、全体で1,286箇所あるところであります。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については以上で終わります。

日程第7 認定案第3号 平成22年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大津亮二）

次に、日程第7、認定案第3号、平成22年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（吉村幸治）

決算審査特別委員会付託事件審査報告、決算審査特別委員会に付託された認定案8件、議案1件について9月28日から10月14日にかけて委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

認定案第3号、平成22年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について、平成22年度の曾於市一般会計歳入歳出決算については、平成23年第3回曾於市議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託され継続審査の取り扱いになっておりましたので、各課ごとの審査における主な質疑内容と結果を報告します。

初めに財政課においては、宮崎県での口蹄疫の発生に伴う口蹄疫対策予算や豪雨災害に伴う予算など途中12回の補正予算を行い、また平成22年11月末に成立した国の一次補正に伴う「地域活性化交付金」による財政支援もあり、予算の執行に当たっては経費全般において徹底した見直しや歳出の抑制に努めるとともに、財政運営の健全化に取り組んだとの説明がありました。

次に、寄附金について質疑があり、一般寄附金59件分については本人が目的を指定した場合を除けば、どこに重点をおいて活用してきたのかとの問いに、一般寄附金は一般財源であり、特定のところに使うかは決まっていない。寄附金の充当については、補正等をする際に決めており、平成22年度は口蹄疫の防疫対策に重点的に活用したとの答弁でありました。

また、指定管理について質疑があり、指定管理者制度を改善するに当たり、平成22年度において担当課長等へ指導をした点があるかとの問いに、現地調査を年に5団体ずつ実施し、問題点がないか聞き取りをしている。修繕料については、基本的に30万円までは直接使えるが、30万円を超える場合には一般会計で予算化しなければならないので、主管課と十分協議するよう指導をしているとの答弁でありました。

次に、車両管理費について質疑があり、行財政改革の中では人員が減っているが、車両はふえており経費節減対策にならない。現状と合わせて検討し、細かいところから一つ一つ精査すべきではないかとの問いに、職員は減少しているが、保健課の専門的な保健師等が使用する公用車や、補助事業に伴う公用車などが増えている現状である。今後は検討しながら、厳しい感覚で望まなければならないと思っている

との答弁でありました。

次に総務課関係では、職員数について質疑があり、定員適正化の組織の統廃合により平成23年4月1日現在の職員数は370人となっているとの説明でありました。

電子計算機システム管理費について、委員より、毎年同業者との随意契約であるがゆえに、予算額と契約額に差異がないのが現状である。このシステムは、当初導入した業者のシステムに基づいており、他の業者が参入するのは難しい点もあることは理解できるが、今の状態では業者の意のままであると思われる。県内の市町村も共通する課題が山積していると思われることから、協議会等をつくって全国の進んでいる自治体の状況等を研究し、改善の余地を見いだしてもらいたいとの意見がありました。

また、現在の電算システムについては、当初のシステムを導入するときに機器代と工事代のほかに保守料の見積りはなかったか、また精査すべきではなかったかとの問いに、現在の電算システムを導入するときには、プロポーザル方式により画面構成や内容構成を中心に係長以上で業者の選定をし、保守料についてはその後に契約を締結したので、当初の段階では含まれていない。現在のシステムの保守料は、おおむね5年をめぐりに契約されているので、今後機器導入の入れかえ時期等に検討したいとの答弁でありました。

次に、火災警報器設置推進事業費補助金について質疑があり、火災報知機については平成23年5月までに設置が義務づけられているが、実績はどうなっているかとの問いに、火災警報器の設置状況については、推進後の平成23年3月末で財部51.6%、大隅60.7%、末吉57.4%、全体で57%の大変低い設置率となっており、現在も消防組合と連携をとりながら消防組合が一括取りまとめて推進説明会を実施しており、今後も斡旋活動により推進して参りたいとの答弁でありました。

次に企画課関係では、平成22年度の主要施策の成果として、地上デジタル放送移行の対策としては、有線放送・市報等をとおして広報を行い、地上デジタル放送化に伴い発生する難視地域は、国の辺地共聴施設整備事業を用いて難視の解消が図られています。

市営放送事業について質疑があり、大隅・末吉は有線放送、財部はオフトーク事業を実施しているが、総括で見ると加入戸数が全ての地域で減少している。また、基本的には両方とも全戸加入が原則であると思うが、加入戸数の減少をどのように分析し、その防止対策をどのように考えているかとの問いに、全戸加入が基本と考えているが強制はできない。また、加入者の中には一人暮らしの方がおり、その方が死亡されると家族の方がお盆等に帰省されたときに廃止されたり、最近使用料の未納者や有線放送での情報提供を必要としない方等も廃止の手続きをされ、年々加

入戸数が減少している。市営住宅等については有線等を設置するのが原則で入居の際に設置をお願いしており、一般的には本人の加入申請により設置しているとの答弁でありました。

また、防災上の観点から有線放送は情報発信手段として必要不可欠であると考えられるが、今後どのようにしていくのかとの問いに、防災に向けた対策としては有線放送等は室内で聞くことができ、情報伝達の最たる手段であることから、総務課を含めて大隅支所、財部支所と連携をとり、よりよい手立てをしていかなければならないとの答弁でありました。

次に、交通対策事業について質疑があり、財部・大隅間の思いやりバス運行については乗車率が極端に低く、廃止の方向も考えられるが、改善の方法や対応について議論されていないのかとの問いに、思いやりバスの乗車率については、平成22年度一日当たり12.5人の利用者がある。利用者が少ないが存続の話もあり、まだ廃止の結論には至っていないところである。現在、大型バスで運行されているので、思いやりタクシーと同様の10人乗りバスで対応できないか協議しているが、事業費の面で折り合いがつかない。今後、業者と協議を重ねて参りたいとの答弁でありました。

次に、定住促進対策事業について質疑があり、平成22年度定住促進対策事業の事業効果はどうであったかとの問いに、市内定住住宅取得補助事業においては、市外から28世帯（大人56人、子供43人、計99人）の転入があり、住宅リフォーム促進事業補助及び危険廃屋解体撤去補助事業については、住宅リフォーム促進事業の補助額は970万円ほどであるが、この工事費は約1億3,395万円、危険廃屋解体撤去事業の補助額は1,703万円ほどで、工事費は約6,500万円、合わせて約2億円の工事を市内業者が施工された点では大きな経済効果があったと思うとの答弁でありました。

税務課関係では、平成22年度の市税決算額は29億2,367万392円で、前年度より税額にして3,717万5,669円の減収となっている。

固定資産税について質疑があり、市内の亡くなられた方で所有権が移転されていない空き家は何棟あり、またそのような土地は何万筆あるかとの問いに、家屋4,148棟が現所有者課税の対象となっているが、全て空き家とは限らないので、税務課としては把握していない。また、土地の現所有者課税については21,393筆があり、死亡者の名義のままになっているとの答弁でありました。

次に、たばこ税について質疑があり、たばこ税の税収は今後どのようになっていくと考えているかとの問いに、最近の健康志向と昨年10月のたばこ価格の上昇に伴い、今後喫煙者が減少していくと思われるが、価格の上昇に伴いたばこ税の税収については、当分の間は現状のままで推移していくものとみているとの答弁でありま

した。

次に、会計課関係では、出納業務について質疑があり、平成22年度の公金の流れはスムーズに運用できたのかとの問いに、補助金や起債等が4月、5月におくれて入ってくることから、一般会計においては平成22年度の3月に資金不足を生じたので、3月から5月にかけて財政調整基金から20億円ほどを繰替運用をした。また、特別会計においても毎月のように資金不足を生じ、一般会計からの一時運用をしている状況であるとの答弁でありました。

次に、市民課関係では、環境衛生費で水道事業再編計画設計業務委託により、市内93水道組合を対象とした調査が行われ、集落水道に対する今後の市の対応についての質疑では、現在、計画の段階で提案されている簡易水道への取り込みや、数組合をまとめた形での再編とあわせて、小規模組合への補助事業の充実の必要性も含めたプロジェクトチームを立ち上げて検討を進めていきたい。要望書が上がっている地区もあり、緊急性がある3地区（笠木・宮ヶ原・恒吉）から取り組みたい考えであるとの答弁でありました。このことについては委員より、各地域の小規模水道のこれまでの経緯や、それぞれの実情にまで踏み込んだ形での整備計画の策定により、今後、充実した整備事業を実施されるよう意見がありました。

清掃費では、クリーンセンターへ粗大ごみを住民が直接搬入することになっていることについて質疑があり、近隣市町では回収を業者に委託し、月1回の予約制で実施されている事例もあるとの説明がありました。このことについて、委員より、クリーンセンターから遠い山間部に住んでおられる住民のためにも、回収方法の改善を前向きに検討するよう意見がありました。

国民年金事務についての質疑があり、平成22年度の国民年金の収納率は65.2%であり、鹿屋年金事務所の管轄では平均62.1%である。市では法定事務のみを行っているが、国からの協力依頼に基づき免除などの周知を引き続き行っていきたいとの答弁でありました。

次に、福祉事務所関係では、保健衛生費の乳幼児医療費助成事業について、小学校就学前の乳幼児対象者（延べ8,597件）に対して4,728万6,945円が助成されている。助成対象を拡大した場合の試算はしているかとの問いに、推計ではあるが小学校修了までとした場合では3,169万1,000円、中学校修了までとした場合では4,703万2,000円の新たな一般財源が必要であるとの答弁でありました。

平成22年度において、高齢者の中で何らかの支援が必要な方の人数は把握しているのかとの問いに、在宅の災害時要援護者としては1,492名の方がおられるとの答弁であり、また社会福祉協議会を通しての見守り活動の結果として724名の在宅福祉アドバイザーにより、一人当たり月平均1.4回の訪問実績であったとの答弁であ

りました。

老人福祉費の訪問給食サービス事業（市単独分）については、延べ食数9万9,976食の実績であり、利用者数は月平均で平成21年度268人、平成22年度312人と増加しているとの答弁でありました。

保健課関係では、財部温泉健康センターについて、平成22年度から株式会社総合人材センターへ指定管理されているが、本施設の指定管理における市の問題点と改善点をどうとらえているかとの問いに、基本協定書第41条にある雇用者に対する労働条件の「現給保障」のとらえ方が会社側と異なり、賞与が支払われないなどの問題が生じた。このことを踏まえ、平成23年度の年度協定では「労働契約」等の条項を新たに追加し、また会社側の担当者との信頼関係が築けなかった反省点から、会社側に2名の担当者が新たに配置された。市が指定管理料を積算するときの人件費2,506万9,000円と会社側の決算額2,076万8,120円の差額の2分の1の額を4年間にわけて指定管理料から減額するという事で合意したとの答弁でありました。

予防費の健康増進事業については、特徴としては健診後の結果報告会に重点を置き、保健師や栄養士による個別相談に取り組んでおり、また本年度では精度の高い肺がんCTを導入する取り組みを行っております。疾病の早期発見につながるデータ分析結果などを市民に広報していくことについては、現在取り組んでいる医療費分析の結果を冊子にまとめる計画もあり、また広報誌を通じて検診や疾病の状況、国保の財政状況なども含めてデータ等の情報発信に努めたいとの答弁でありました。

また、曾於郡医師会立病院の医療体制の充実については、医療という住民の命を守る立場から、施設の重要性を再度認識され、医療設備の充実に加え、医師確保のために市からの助成の強化を検討すべきとの意見がありました。

次に、農業委員会関係では、平成22年度もこれまで同様、農地法の3条、4条、5条の申請に基づく現地調査が行われてきたが、今後も同様の事務等が行われるのかとの問いに、農地法改正により、これまで農地法第3条に基づく農地の権利移転は、県知事の許可が必要なものがあったが、平成24年度から全国的な権限移譲により県知事に代わり農業委員会が許可することとなるとの答弁でありました。なお、この権限移譲については、農業委員会だよりや有線放送等を通じて広報してまいりたいとの答弁でありました。

次に、経済課関係では、土壌分析は曾於市全体から見てどれほどしているのかとの問いに、有機センターができた当初、有機元年と位置づけ、有機農業は土づくりからということで、分析室ができた経緯がある。平成22年度については203件で、この中でも水稻が半分を占めており、地域別では平成22年度は末吉73件、大隅69件、財部61件であり、以前は末吉が多かったが、今では財部、大隅からも土壌分析をす

る人が増えているとの答弁でありました。

次に、曾於市の食育の目的は何かとの問いに、健全な食生活を実践することは健康で豊かな人間形成を育んでいく基礎となるものであるが、人間の食に対する不安は、ますます深まるばかりであることから、条例をつくり、条例の中で曾於市においても学校、職場において食に対する全ての関係者で連携しながら相互理解を深め、食の推進を図るといった目的であるとの答弁でありました。

次に、きらら館について、今後どのような取り組みを考えているかとの問いに、客足が少なくなってきたという状況もあるが、経営努力も必要と思う。今はメセナ末吉が運営しているが、最近ではレストランで弁当をつくったり、ワンコインランチメニューをそろえて、一つの目玉としているが、レストランだけでは限界があるので、農産物の直販部門でしっかりとした体制をつくっていききたいとの答弁でありました。

次に、特用林産に関する事業の見通しと今後の展開をどう考えているか、また今後どのように樹林地の管理をしていくつもりかとの問いに、現在50haを間引きしており、サカキの出荷も軌道にのってきている。現在、短期収入は10a 当たり20万円に上り、山でもある程度の短期収入を見込めるようになってきている。日本で最もサカキを取り扱っている岡山県へ向けての出荷も考えながら、出荷者をふやしていきたいと思っている。

管理については、お金になっていけば自然と山に足が向き、管理が行き届いてくるのではないかと考えている。地域の高齢者の方々が、特用林産で短期収入を上げていくことが当初の導入目的です。販路を拡大しながら、なるべく収入を上げていけるよう努力していきたいとの答弁でありました。

次に、畜産課関係では、肉用牛、肉豚等の過去10年間の価格の推移について、子牛は平成19年度が最も高く、それ以降は口蹄疫の関係もあって価格が落ち込んだ状況もあったが、今では落ち着いた状況にある。肥育牛については景気が悪い状況の中で、なかなか上肉が出回らないということもあり、枝肉価格の下落傾向が続いている状況である。肉豚については、消費者が得やすい価格であるので価格は横ばいである。黒豚については、近年白豚の枝肉価格に近づいている状況から、近年の価格は同じような状況であるとの説明がありました。

次に、有機センターに関して、畜産農家からの堆肥の搬入について、現在の搬入農家以外も搬入可能かとの問いに、この施設ができた当初、堆肥の搬入については農家との契約に基づき、末吉町の肉用牛農家63戸、養鶏農家16戸、その他サンノー食品から残渣の持ち込みなどを受け入れてきた。今回、市内の肉用牛20頭以上の飼育農家に対し、搬入が可能かどうか等について「肉用牛飼育農家の堆肥状況のアン

ケート」を行った結果、原料提供が可能という回答が大隅で10件、財部で5件あり、うち持ち込み可能という方が大隅で4件、財部で2件あった。今後は、市内からの持ち込みによる対応ということで検討しているとの答弁でありました。

次に、口蹄疫発生時の埋却地について、確保ができていない大規模農場をどう考えるかとの問いに、肉用牛農家についてはほとんど埋却地を確保しているが、養豚や肥育牛、施設型農業の農家については、そういった土地を持ち合わせていないといったところもある。施設型農業の農家については埋却する農地を確保したいが、農業委員会が許可してくれないといった問題もある。曾於市としては市有地も確保しているが、今後は農業委員会ともよく協議し検討していきたいとの答弁でありました。

次に、耕地課関係では、農道等維持補修費について、市内農道の路面状態の悪いところが多く見られることから、農道等の維持補修について、市民の要望に素早く応えられるような座置きがあるべきではないかとの問いに、当初予算の段階で、既に申請がなされたものから順次、できるだけ早い段階で実施ができるようにしているとの答弁でありました。

また、農道等維持補修費の原材料支給については、同じ地区に複数回の支給ができないのはなぜかとの問いに、確かに先に材料支給を受けたことにより、後で別の原材料支給を受けられないといったケースもあるが、できるだけ要望にこたえたいと思っているので、今後検討させていただきたいとの答弁でありました。

次に、大隅農村環境改善センター管理費について、大隅南地区及び大隅岩川地区の農業構造改善センターの指定管理料は、館のみが対象であるのに対し、菅牟田地区の大隅農村環境改善センターに関しては、農村公園トイレの保守点検料まで指定管理料から賄われていることに対して、管理する負担を公平にするよう委員より意見がありました。

次に、建設課関係では、高齢化などによって作業ができなくなった自治会に対して、道路清掃はどのようにしているのかとの問いに、道路清掃については地元、業者委託、シルバー人材センターへの委託の3通りがある。現在、高齢化が進む中で自治会において、作業できる人数が少なくなってきており、作業道を減らしてほしいとの要望も上がってきている。そういった自治会に対して、できるだけ道路清掃をしてもらうようお願いしているが、道路清掃を行うことが困難な場合、シルバー人材センターまたは業者委託などで調整をしているとの答弁でありました。

次に、交通安全施設整備事業について、カーブミラーやガードレールの撤去がなされているが、この法的根拠は何かとの問いに、交通安全対策特別交付金の要綱を参考にして事業を行っているとの答弁でありました。このことについては、交付金

要綱を参考にすることが、設置等をする法的根拠にはならないので、支出にあたってはこの法的根拠を明確にすべきとの意見が委員よりありました。

次に、市営住宅の水洗化率は何%かとの問いに、平成23年3月1日現在、管理戸数1,152戸に対し、水洗化戸数824戸で水洗化率71.53%であり、全て洋式化していく計画であるとの答弁でありました。

次に、地域振興住宅について、その戸数と一戸あたりの平均建築費は幾らであるかとの問いに、平成20年度10戸、平成21年度11戸、平成22年度は19戸、計40戸で、1戸あたりの建築費は平均して約1,400万円であるとの答弁でありました。なお、このことについては現地調査の結果、これまで建築してきた地域振興住宅について、曾於市地域振興住宅条例の定義に照らし合わせて、これが十分に遵守されているか検証をし、地域振興住宅の建築場所選定にあたっては、同条例の定義が厳に遵守されるべきであるとの意見が付されました。

次に、教育委員会総務課関係では、小学校管理費について財部地区の通学バス運行委託料1,224万4,428円について、平成22年度の利用者数は財部小152名、財部北小10名、財部南小5名であるとの報告でありました。また、先の定例会における議会の決議について、教育長に対する質疑では議会の決議を重く受けとめ、決議の方向に解決できるように今後の定例教育委員会で協議していく考えであるとの答弁でありました。

次に、奨学金を借りて返済しない者は、平成22年度末現在、5年間の返済期間を過ぎている者が19名（275万4,800円）、返済期間内で納期がおくれている者が73名（229万2,400円）となっており、未納を増やさないよう現年度分の収納に力を入れ努力していきたいとの説明でありました。

また、平成21年度から22年度にかけて継続事業で実施された財部小学校施設整備事業の総額は6億1,847万38円となり、財源の内訳は国庫支出金2億8,801万4,000円、市債1億9,450万円、一般財源1億3,595万6,038円であったとの説明がありました。

次に、学校教育課関係では、教育指導費で学校現場で児童生徒の不安や悩みを解消する施策として、子供が気軽に相談できる相談員を配置した心の教室相談員設置事業144万3,980円、カウンセリングの専門的知識・経験を有した臨床心理士が配属されたスクールカウンセラー配置事業44万2,454円が実施されております。

学校教育課で取り組まれている「生きる力を備えた人間の育成」とは、どういうことかとの問いに、確かな学力、豊かな人間性、健康体力の3つをバランスよく身につけることを理念として取り組んでいるとの答弁でありました。

次に、特色ある学校づくりとして、市内の小規模校・少人数学校のメリットにつ

いてどう考えているかとの問いに、教師が児童の情報を共有しやすいなど、一人一人に目配り・心配りができる教育ができ、また少人数であるがゆえにたくましい経験ができることが考えられる。現在行っている学習指導補助員の設置などにより、少人数学校のよさを積極的に生かしていきたいとの答弁でありました。このことについて委員より、児童生徒の学力向上と教師の資質能力の向上に努められ、魅力ある学校づくりを目指すよう意見がありました。

次に、社会教育課関係では、施設の老朽化に伴い、平成22年度において計画されていた末吉総合センターのホール空調設備改修工事が、災害等の理由により実施できず、半年以上たった現在でも、専門的に結論を得られない状況であること等から、専門的な技術者の必要性について、常に施設の老朽化による問題を抱えている教育委員会として、抜本的な修繕計画に伴う人的配置を含めた対応を確立する必要があるのではないかとの意見がありました。

また、所管の施設のトイレの設置状況について質疑があり、洋式トイレが設置されていない施設が27施設あるのに加え、水洗化されていないトイレも19台あることが報告されました。

生涯学習推進費では、平成22年度の生涯学習のまちづくり推進事業補助金として6万円が7地区の公民館に交付されております。地域における生涯学習の推進についての質疑では、現在、曾於市総合大学を中心に推進が図られているが、公民館主体の講座を活性化することで、住民がより身近なところで生涯学習に励むことができ、地域のためになるような学習成果を上げられるシステムの構築を目指したいとの説明でありました。

以上のような各課ごとの質疑経過を踏まえ、本委員会としては以下の事項について意見の集約をみたところであります。

各課の業務は、年々専門性を必要としていることから、人的体制の充実を図ると共に、専門的な技術職員の配置を検討すべきである。

全般的に入札の落札率が高く、競争性のある入札改革が必要である。

すべての小学校を存続させる上でも、地域の活性化対策は喫緊の課題であり、教育委員会及び農業委員会をはじめ曾於市一丸となって、地域に適した施策を強力に進めるべきである。

全ての市有施設について、中長期的な収支計画が策定されておらず、今後しっかりした収支計画を策定されるべきである。

各施設や公園の一部にくみ取りトイレが残っていることから、早急に解消されると共に、さらに高齢者等の利用が多い中、年次的な便座つきトイレの設置を検討する必要がある。

以上審査を終え、採決の結果、本案は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（大津亮二）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、決算審査特別委員長の認定案第3号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

吉村特別委員長、また各特別委員の皆さん方、長期にわたり審査をしていただきまして、敬意を表したいと思います。

基本的には、提案のときに市長に対して質問いたしましたが、ただいまの委員長の報告を踏まえて、また提案のときにまだ納得できなかった部分を含めて質疑をしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、意見としても出ておりますが、専門的な職員を育てるという問題ですね、これは長期的な展望に立って、今やらなきゃならないものだと思っておりますが、そのことについてどのような具体的な例を示されての提案があったのか確認を求めたいと思います。

次に、入札の問題でございます。これについても、やはり22年度の1年間の入札の状況を見ても、一定の改善はされておりますが、しかし中身を分析をすると競争性、透明性が本当にどうであったかというのは非常にまだ疑問が残るところも多くあります。そういう意味で、今後入札に対する改革という意味では、当局がその内容を示されたのか、それを求めたいと思います。

次に、長寿祝金の問題については触れられておりませんが、提案のときに質問いたしましたが、市民の中ではやはり今のあり方についても非常に疑問や批判の声が多いわけですが、このことは議論の対象にならなかったのかですね、確認を求めたいと思います。

次に、各施設の管理運営のについての議論がされているようでございます。それは、施設の歳出と歳入との関係で、維持費を抑えるということと、計画的な修繕を進めるという意味での問題、それと財部温泉センターに見られるような指定管理のあり

方の問題ですね、特に財部温泉センターの問題についても指摘がされているようにございますが、これ以上の経過はありますけど、突っ込んだ議論があったのか、経過をちょっと説明していただきたいと思います。

畜産関係で、余り触れられておりませんが、私は今口蹄疫の関係を含めて、お年寄りの農家の方々が非常に去年から、離農をするといいますか、牛を飼う方が相当減ってきていると思っております。それに対する対策というのが、これにも触れられておりませんが、議論になったのか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

あと、農道の整備の問題も触れられましたが、これも提案のとき質問いたしました。やはり、農業振興にあたって整備されていない農地、特に田んぼの農道が非常におくれております。そういう意味で、基幹道路については早く整備する必要があると思いますけど、当局は検討をするような意見であったと思うんですけど、その優先順位を含めてどのようなのであったのか確認したいと思います。

あと、経済課をまとめて2つくらい質問したいと思います。私が提案のとき質問いたしました大川原キャンプ場の改修工事の中で、予算が92万あって、最終的には95万円を執行しているがこれは予算の流用ではないかという質問をいたしました、それについて明確な答弁がありませんでしたが、このことについての委員会での説明があったのか。これの確認。

それと、ユズの冷凍施設整備事業について783万3,000円に対して執行が783万3,000円、100%ということで説明資料に書かれているんですけど、これはこの資料の間違いであるのか、入札で100%のこの、入札をしているんですけど、こういうことがあり得たのか、このことについての議論がされたのか、お答え願いたいと思います。

以上ですから、答弁漏れがあるかもしれませんが、それはまた2回目以降に質問したいと思います。

○決算審査特別委員長（吉村幸治）

8点質疑ありましたので、何しろ12日間に及ぶ委員会審議でありましたので、私も記憶が定かでない分もありますが、専門的職員を育てていくことに対しての執行部の考えはということで、建築士等についても副市長のほうから今現在建設課においてどういう方法がいいか職員同士で、グループとしてがいいのか、どっちがいいのか、チームで対応していくほうがいいのか、検討させているというということで、結果を待っているんだということでありました。

それから入札問題については、報告書の中に触れたんですが、最後の意見の中にも触れられましたが、入札率が高いということでありまして、業者を、そういうこ

とで参加業者を増やしたいということでありました。

長寿祝金の問題はちょっと私記憶、あったということですが、記憶にないですね。後で調べますけど、ちょっと各施設の収支計画については報告させてもらったとおり、やっぱり今後維持管理等も含めて修繕もあるので、中長期的な計画、3年ないし5年以内の計画を要所要所つくるべきだということで、委員会の中では執行部と質疑等やったわけですが、温泉センターについては、従業員等の問題、人件費の問題、五位塚議員はそういうことであろうと思うんですが、人件費の報告をさせてもらった差額についても決算が済んでいるから、今後どういう形でこのことについて対応できるのか、検討させてくださいということでありました。

畜産課については動向と、高齢者対策については出てないんじゃないんじゃないかなと思います。

それから、農道の田んぼ等の整備、農道を含めた整備ということで、市が当然市単独でやってくれればいいんですが、そこもなかなかということで、あえて耕地課サイドの中に2カ所ほど、2点ほど当初触れたのは、原材料に対応する予算が少ないんじゃないかな。まだ地域の農家等で自治会も含めてですが、元気のあるうちに自分たちで汗をかかせて、材料を支給してやるべきじゃないかな、もうちょっと予算を組むべきだというこの質疑に対しての答弁であります。検討させてくださいということであります。

大川原キャンプ場のことは出ていないかなと思います。

それから、ユズ冷凍の入札の問題も出ていないですね。

以上であります。

○16番（五位塚剛議員）

職員の専門的な、職員を増やすという問題では当局がどのような考えを、基本的に持つかという問題にかかわると思うんです。例えば、今回ユズの冷凍施設整備事業で設計をされておりますけど、この方は基本的には建築の設計屋であって、冷凍施設を設計できるはずがないんですよ。だから、そういう意味ではまだ、市当局の中にそれがまたわかるはずの方もいらっしゃるんですよ。また、この間、財部の合併浄化槽についても125人槽が当局が1,270万の予算組んで、実際は693万で落札しているんですよ。要するに、その差は何なのかというと、市当局に専門的な知識を持った人が少ないからだと思うんですよ。やっぱり現況を知るという意味ではそういうことだとも思うんですけど、一応当局はグループ制がいいのかどうかという検討ということがありましたけど、やはりここに委員会として意見書がついておりますので、当局はこれをしっかり受けとめると思うんですけど、委員長これ、当局はこの意見書を真摯に受けとめているというふうに、この間の審議の中での状

況を見て思っておられるのか、感想でもいいですのでお聞かせいただきたいと思います。

次に、指定管理のあり方の問題です。これは、財部の温泉施設だけじゃなくて、市内のあらゆる施設が今、指定管理の方向に移っておりますが、やはりいろんなところで問題が起きております。審議の中で、業者を呼んで聞き取りをしていると言われましたが、聞き取りをしたからといって、改善点が指摘されなければ何も意味がないと思うんですね。そのあたり聞き取りをするという、それは当然1年に一遍の決算の関係でもあるんですけど、やはり聞き取りだけじゃなくて、当局がその施設にやっぱり常時入って中身を具体的につかむというのが大事じゃないかと思うんですけど、そのあたりの指定管理のあり方について突っ込んだ議論がされたのか、答えていただきたいと思います。

あと、入札の問題ですが、一般的な答弁になりましたが、この入札の改革ということでも意見書が出ておりますが、当局はこの入札の改革に対して、本当に本腰を入れてやるという意思が委員会の中での答弁で伝わってきたのか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

あと、思いやりタクシーの問題も出ておりましたが、ちょっと質問いたしますが、合併によって3町をつなぐ形での思いやりタクシーの運行がかなり変わってきましたが、しかし、市民の中からは非常に利用しづらくなったという声が非常に強いんですけど、というのは今まで町で買い物をして病院を済まして帰ってこようと思っても、もうその時間帯があまりに長過ぎて帰ってこられないという、そのあたりの改善点を含めて審議の中でこの思いやりタクシーについての議論がどうだったのか、お答え願いたいと思います。

あとは、いろいろありますけど、議論されてないところがあるみたいですので、また一般質問を含めて取り上げたいと思うんですけど。

以上ですが。

○決算審査特別委員長（吉村幸治）

先の長寿祝金の議論が対象にならなかったのかという質疑でありましたが、私が記憶にないということ言いましたが、ちょっと調べて見ますと、全員3,000円くらいがいいのではないかとこの質疑が出まして、75歳以上の節目支給にやっているんだという、それ以上のことが出たのかちょっとあれですが、そういうように要点筆記していますので、あとのことはわかりません。

それから、専門的な職員、今五位塚議員がおっしゃるとおり、教育委員会とかいろんなところに建築士が、自分の専門的な知識以外のことも今見ているわけですが、22年度の執行の中でやっぱりこのまとめの中で最後に触れたのは、やっぱり年々専

門性を要しているから、どこにまとめ、どこにまとめるは別として、専門的な技術人の配置が必要であるということで、委員会の中でもやり取りをしましたので、最後に意見の集約もしましたので、執行部は十分22年の決算審査の段階で市長部局と詰めていくんだらうということで、議会の特別委員会の意見ということで付したところであります。入札については先ほども行ったとおり、落札率が非常に高いということで、事後公表にしても高い、どっちにしたらいいのかなかなか難しいということで、業者は今後なるべく増やしていきたいということでありましたので、それ以上のことは出ていないところではありますが、改革が必要であるということは意見を付したところでもあります。

あと、思いやりタクシーの問題については、財部大隅間のバスのことが中心であったと思います。バスについては1日5往復して、12.5人乗っていますので非常に利用者が少ないがどうかということで、大型バスから、大型か、中型かわかりませんが、バスから今タクシーの10人乗りに変えればいいんじゃないかな、費用も少なくてもいいんじゃないかなということですが、そこに報告させてもらったとおり事業費ということを行いました、車両の購入費等含めて業者側と今折り合いがついていないので、今後また詰めていきたいということでありましたが、タクシーの小回り、そこまでは運行がかわってそこまでは出なかったということですが、随時いろんな問題があるところは担当課等に意見を出してもらえば要望にこたえて今いっているんだということであったと思います。

あとは、温泉センターの問題ですかね。各施設の収支、温泉センターも含めてやったかなと思います。先ほども言ったとおり、決算がもう温泉センターについては、今度決算も、もう22年度決算も済んでいますので、今後どういう形で対応していけるのか。

それから、指定管理施設に年に5団体くらい指導しているということで、それでいいのかということでございますが、随時、指定管理団体については指定管理先については指導しながら、行政側と一体となって改善を図っていくんだということでありました。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

審査の中で、当局から出された資料をたくさんいただきました。皆さんたちも御存じだと思うんですけど、例えば末吉の文化センターの吊りものの工事ですね、大隅の文化センターの工事、要するに2社を指名して、一方は末吉、一方は大隅という、このような談合的な入札の設定を当局がしているという、例えばユズの加工施設にしても大隅の加工施設の設計委託としても同じ業者で入札を、メンバーを入れ

ておいて一方がとる、一方がこっちでほぼ予算額に近いところで落札させているわけじゃね。こんな入札が今やられているんですね。そういうことを地元業者を育成するというのは大事だけど、本当の意味での競争性、中立性が保たれていないんじゃないか。

もう一つ入札をした同時に金額を入れた内訳書を添付させないわけですかね。落札した人を一番最後に、入札後にとるような今の制度ですがね。そういうことを含めて、やはり市民の税金を正しく使うという意味では、当局がもっとしっかりしなくちゃいかんわけですよ。その当局を私たちが決算でチェックしなきゃいかんわけですから。そういう意味での、入札の制度の改革というのは非常に大きな問題だと思うんですけど、委員長、総体的に見て入札の問題、職員の技術職の問題、また施設の管理運営の問題含めていろいろ意見が出ておりますけど、この意見について当局は真摯に受けとめるという意識があるのか、その確認だけ求めたいと思います。

○決算審査特別委員長（吉村幸治）

冒頭申したとおり、12日間に及ぶ十分な審議を踏まえて、それぞれ主な質疑応答を報告させてもらいましたので、これを詳細に、相当な質疑応答の内容があったんですが、私なりに副委員長とまた事務局と詰めて、これが大事なんだろう。まだ大きな問題もあるんですが、これを触れたいということで報告させてもらいましたので、最終的に集約した意見については執行部は真摯に受けとめるんだろうと、私は強く感じております。

以上です。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、平成22年度の一般会計の決算認定には反対します。今回の決算審査は特別委員会が、一応13名の構成でされましてただいまの委員長報告にも再三ありましたけれども、かつてない時間だけがたっていうことでもないですが、内容的にも時間と内容をかけた決算審査になったのではないかと私自身も改めて強く感じております。大変、率直にいつて手前味噌になりますけども、全体としても意義のある決算審査ではなかったかと思っております。個人的にも150を超える質問をいたしました。

また、最終段階では教育長、2人の副市長にも出席していただいて、それぞれ私だけじゃなくて同僚議員からも率直な質問意見が出されて、そして少なからず前向きな答弁が出されたようであります。また、決算審査の過程の中でも、厳しい指摘を個人的にいたしましたけども、担当課長ですね、それぞれ前向きな答弁も見られました。また、決算審査の中でも少なからずやはり前向きな施策が行われていた点も感じた点であります。その点を、前提にしながらも特に決算審査の中で気づいた点、ただいま委員長報告の中にも最後にまとめられておりますが、含めて七、八項目絞りまして討論といたします。

まず第1点は、やはり決算審査の中で、一番曾於市の中で金額的にも私はやはり改革しなければならないというか、最もおくらしている分野の1つは、やはりただいま質疑もありましたけども、入札改革ではないかと思っております。

なぜかといいますと、提案の段階でも答弁ありましたが、特別会計を含めて平成22年度の工事の請負額が全体で32億5,000万円なんです。これは、委託費は別なんです。工事請負費だけで実に32億5,000万円、この32億5,000万円の中の22年度の平均の落札率がなんと95.86%でありますよ。もともと高い数字、さらに問題なのは前年21年度に比べて、21年度は94.59%でありますから、1%以上も高くなっているという、これで本当に本会議含めて市当局は胸を張って入札改革を行っているということがいえるのでしょうか、やはり入札改革のなすべき仕事内容は幾つかあるでしょうけども、市民から見て最も大事なものは、やはり予定価格、設計価格に比べてどれだけ工事を安くできたかであると思うんです。つまり落札率が1つの全部じゃないですけども、指標だと思うんですね。それは、非常にある面では異常に高いという点が、率直にして聞いてきます。単純計算で1割10%落札を減らただけで、約数億円、3億円から4億円ですよ。ほかのいろんな部署のもろもろの経費節約を含めて改善を行ったとしても、とても数億円にはなかなか厳しいんじゃないかと思うんです。それほど、今現在22年度を含めて節約を基本にしながらの予算執行を、各課では行っているからであります。

ですから、この入札改革がどうしても必要ですが、先ほどの五位塚議員の委員長に対する質疑の中で、どれだけ市当局が前向きな答弁が得られたかということですが、率直言って私は弱いと思います。業者を増やすことは当然のことですが、増やせたとして落札率が低くなる部門もあれば、そうならない部門も決算審査の事例を見てもあるからでございます。ですから、業者を増やすことは当然でありますけども、あわせてやはり一つ一つを吟味しながら、精査しながら特に業者を増やすだけではやはり改善ができないケースについては、市長の裁量でもって予定価格を思い切って引き下げることを含めて基本は地元業者優先を前提にしながら

も、入札改革が今後必要じゃないかと指摘できます。これが第1点であります。

第2点目は、関連いたしましてやはり専門性が少ないという点でございます。これは、建設課の工事土木だけでなく、今の時代の流れの中で22年度を見ましても非常に専門的なやはり知識を必要とする部門や部署が増えております。例えば、工事に関連して申し上げますと、塵芥処理施設、堆肥センター、火葬場、文化センターあるいはユズ加工施設等もそうであります。そうした中で、教育委員会は22年度ですね、1年間の工事関係が修繕含めて、委託費を含めて約8億円であります。そこに1人の技術職員も配置されていない。この問題では、この副市長は審査の中で建設課でグループを組んで、そしてグループで対応したいという考え方でございました。もちろんこれを否定するわけではございません。グループはやはり客観的質量としたら、それをベースにすべきだと思います。だからといって1人の職員も、専門職員も教育委員会に配置しないのはいかなものか、これが決算審査の全体全員の意見であります。ですから、決算審査の中でも教育長は今後予算、査定の中で、編成の中で市長部局に対して専門職を教育委員会にも配置されるよう、その立場で対応したいといった答弁がございました。

ですから、もともと技術職員が少ないんであったら、増員しなけりゃいけないと思うんですね。増員を。長期にわたっての職員配置のあり方を研究する中で、だから増員を含めてやはり専門職員が教育委員会にも必要じゃないかということが言えます。

関連して2点目、教育委員会は文化センターの音響、舞台、照明関係が22年度多額の出費がなされておりますが、率直に申し上げて日常これまで長年メンテナンスを行ってきた業者が事実上、業者指導のもとで工事の仕事をもっております。はたから見ても談合的な馴れ合い体質と言われてもいたし方ない、これは一つの側面でありまして、このような点からもこれらに共通した職員が必要であります。これは、以下ですね、先ほど申し上げた塵芥処理、堆肥センター、火葬場等を含めて言える点であり、もっと大きな時代の流れから見て専門職員をすぐには難しいでしょうから、時間をかけて育てていく、あるいは採用していくと、そうしたやはり時代に私はきているように思います。これが2点目でございます。

さらに3点目、ひとり暮らしの高齢者対策でございます。私、個人的には今、曾於市のもっとも力を入れなければならない課題は2つあると思っています。1つは、やはり合併後農業を含めてすべての業種、産業ですね、落ち込みが続いております。所得を含めて。ですから、生活環境や経営環境は非常に厳しくなっております。いかに経済を回復させて暮らしを伸ばし、所得を増やすか、それから2点目は高齢化問題が今極度なまでに深刻な状況であります。これは30数%といった高齢化率の高

さもそうでありますけども、数字以上に地域によっては5割、6割以上の高齢化の状況であり、これはもう数字で表せないこれは非常に深刻な状況であります。これは、市長をはじめとして私はもっともっと地域に足を運ばなければ、これが数字ではわからないんですよ。

こうした気の毒なといいますか、ひとり暮らしをはじめとした行政の何らかの手助けが必要な方々が控えめに見ても千数百名以上おられますが、22年度は曾於市は社協任せを行っており、事実上手放しというか、放置された状況でございます。こうした22年度は実態であります。ただ、今後は審査の過程の中でも担当課長、福祉課をはじめとして一生懸命前向きに対応したいということで、具体的な考え方を含めて示されましたので、この問題今後期待を持って、期待感を持って市の対応と努力を見てまいりたいと考えております。

次に、4点目、22年度曾於市所有の117施設の維持管理費は8億円に近い市の持ち出し、いわゆる赤字でございます。これら施設の収支の改善については、しっかりした収支計画をつくる、そして目的意識性を持って予算執行等にあたっていくと。これは、当然のことであり、また重要で不可欠なことじゃないかと思っています。

ところが、この数年そうした財政課を中心とした収支計画がつくられていない現状があります。これは、財政課に責任があるというように、私は副市長、市長のほうにやはり責任が大きいと思っております。なぜかといいますと、各課にまたがる、そしてそれほど課によっては、施設によっては、収支計画をつくりたがらないというか、めんどくさがるそういった側面がありはしないかという点が受けとめられるかでございます。部長制等が廃止された今、やはり財政課だけに任せては限界があります。副市長、市長がもっとこの点を今後多くの施設がさらに老朽化して修繕費等が重なりますので、もっと大切にすべき収支計画の策定であります。この点についても、決算審査の過程で副市長は今後その方向で取り組みたいという明言をされておりますので、努力を、そして期待感を持ってみてまいりたいと考えております。

次に、5点目、財部温泉センターについてでございます。指定管理を受けている総合人材センターが市と交わした協定書の履行に対して22年度も不誠実な姿勢が表れておりますが、なかなか市当局のいうとおりに、切にこの業者が対応していない。これに対して市はなかなか毅然とした対応をとれないという、情けない状況で22年度もございましたが、これは副市長も審査の過程で認めておりますように、第一義的にはもちろん人材センターに責任問題がありますけども、そうした毅然とした態度をとれなかった、そうした協定書を結んだ市当局にも率直にいつて反省点、あるいはもっといえば落ち度があったというのは否めません。この点については特に22

年度人材センターは従業員 9 人に対しての430万880円に相当するボーナス、賞与を払っておりません。これは、どう考えても市当局にも対応のまずさがあった点でありまして、名称、形、名前はともあれ、今後具体的なこの数百万に対する事業に対しての賞与の未払い分を責任を持ってこれは支給すべきでございます。この点は、12月議会でも取り上げてまいりますけれども、それは当然その方向ですべきであります。

次に、6 点目、敬老祝金については22年度も70歳以上の全支給じゃなくて、節目支給を基本としておりますけれども、共産党議員団は賛成できません。

最後に、7 点目、市は22年度フラワーパークについて内部検討と調査を行っておりますが、共産党議員団は池田市長のこうした取り組みと対応を厳しく批判して反対するものであり、以上で討論いたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

○10番（大川原主税議員）

平成22年度一般会計決算認定に対し、賛成の立場で討論いたします。

22年度の国の予算はコンクリートから人へ、新しい公共、未来への責任、地域主権の基本理念のもとで、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済、社会への転換等の観点から、地区に子育て、雇用環境、科学、技術の分野に重点を置いて編成されました。また、事業仕分けの評価結果の厳格な反映によって、不要不急の歳出の削減を行うとともに、特別会計について聖域なき見直しを行ったうえで税外収入を確保し、これを最大限活用するほか、未来への責任を果たす財政運営を行う観点から、財政規律を重視する姿勢を明確に示すべきであるとして、厳しい経済状況にあっても国際発行額を抑えるなど、予算編成過程を刷新する基本的考え方により編成がなされました。

22年度の地方財政は、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保証関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定員削減や人事院勧告に伴い、給与関係費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれました。

本市におきましても、財源の確保に努力され、少子高齢化や過疎化の進展など、社会情勢が一段と厳しさを増す中で、これまで提供してきた住民サービス等を安定的に供給していくために曾於市総合計画や行政改革大綱、財政計画等の主要な計画を十分に踏まえ、公立的な組織体制の整備が図られ、行財政運営が順調になされたところであります。経費全般におきましても、徹底した見直しや歳出の抑制、行財

政計画による歳出の合理化や効率化が図られており、財政指数や財政健全化においても努力のあとが十分に伺える決算書となっており、評価するところであります。特別委員会の中で22年度決算に対する意見等も数多くござっております。24年度予算編成にあたってはこのような意見等を十分に生かしていただくことを強く要望いたします。賛成討論といたします。

○議長（大津亮二）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、認定第3号、平成22年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

-
- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第8 | 認定案第4号 | 平成22年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定案第1号 | 平成22年度曾於市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定案第5号 | 平成22年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定案第6号 | 平成22年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 認定案第7号 | 平成22年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定案第8号 | 平成22年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定案第2号 | 平成22年度曾於市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第42号 | 平成22年度曾於市水道事業剰余金の処分について |

○議長（大津亮二）

次に日程第8、認定案第4号、平成22年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第42号、平成22年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの、以上8件を一括議題といたします。

認定案7件、議案1件については決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（吉村幸治）

認定案第4号、平成22年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第1号、平成22年度曾於市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第5号、平成22年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第6号、平成22年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第7号、平成22年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第8号、平成22年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第2号、平成22年度曾於市水道事業会計決算の認定について、議案第42号、平成22年度曾於市水道事業剰余金の処分について、以上7認定案及び1議案について、平成23年第3回曾於市議会定例会において、決算審査特別委員会に審査を付託され継続審査の取り扱いになっておりましたので、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

平成22年度の国保会計では、医療費の増加や景気低迷により、その財源不足を補うため、財政安定化支援事業繰入金の法定外繰入金として8,871万9,000円を一般会計から繰り入れられており、また基金については平成22年度は取り崩しを行わず、年度末基金残高は1億7,741万1,682円となったところであります。

国民健康保険税については、医療費の増嵩や基金枯渇に対処するために、調定ベースで約8%増の税率改正が実施されたところでありますが、税率を引き上げたことによって、どの程度税収が増額になったのかとの問いに、被保険者の所得が下がった影響があり、増収を約6,400万円と見込んでいたが、金額にして賦課ベースで721万3,000円の増収にしかならなかったとの答弁でありました。

また、今後の国保会計の運営見込みとしては、平成23年度において一般会計からの法定外繰入金2億8,000万円が予算計上されておりますが、現段階では平成24年度以降も毎年4,200万円から4,500万円程度の繰り入れが必要との試算も示され、厳しい財政状況であるとの説明でありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、老人保健特別会計の決算額は、歳入歳出それぞれ82万4,487円となり、歳

出の医療給付費12万3,810円は、平成20年3月までの診療報酬の遅延分及び過誤分等の精算によるものであります。なお、平成22年度をもって本特別会計は終了するところであります。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算については、歳入の後期高齢者医療保険料2億2,577万8,500円及び一般会計繰入金2億4,374万7,551円、歳出の広域連合納付金4億3,171万5,944円が主なものであります。

保険料の収入未済額について質疑がなされ、居所不明が16件、生活困窮が53件、その他納税意識の欠如が217件の計286件が保険料を納めていないとの答弁でありました。

75歳以上の医療費の動向はとの問いに、1人当たりの医療費は入院で50万1,844円、入院外22万3,543円、歯科1万5,185円、合計74万571円であり、県内43市町村中で23位であるとの答弁でありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、介護保険特別会計決算では、被保険者1人当たりの保険給付費は、介護サービス等諸費24万6,821円、介護予防サービス等諸費1万7,705円であります。

介護保険関連施設への入所待機状況としては、本年8月の調査により重複申請も含め、特別養護老人ホーム272名、老健施設11名、介護療養型施設17名、グループホーム39名、小規模多機能型施設3名、合計342名であるとの説明でありました。

また、本市の福祉分野で今後取り組む高齢者の見守り活動と本制度とのかかわりについて、介護予防事業・地域支援事業の目的である医療・保険・福祉の立場から包括的にみていく考え方を原則として、見守り活動についても福祉とタイアップし連携しながら、介護を予防する観点からも充実させて取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、公共下水道事業の歳入は、受益者負担金、下水道使用料、公共下水道事業費補助金、一般会計繰入金、公共下水道事業債等が主なもので、歳出では下水道総務費、下水道建設事業、施設管理費、元金、下水道総務職員給が主なものであります。

なお、審査の過程で、全体の事業面積と事業費と加入者数と加入率は幾らかとの問いに、1期、2期の合計面積は200haで、うち159haが22年度で済んでおり、総体

の事業費は68億2,300万円で、平成22年までに52億3,800万円を執行しました。平成22年度末で1,710戸のうち977戸の57.13%が加入しており、加入者数について人口の変動があり、正確には言えないが大体4,600人で、2,250人位が加入していることになると思うとの答弁でありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、生活排水処理事業特別会計決算については、平成22年度の目標設置基数50基に対し、5人槽40基、7人槽7基、10人槽1基の合計48基の設置実績であります。

平成14年度よりこれまで設置された678基のうち、これまでに撤去された合併浄化槽は1基であるとの説明でありましたが、委員より市の財産として浄化槽を管理する立場から、現在使用されている方のうち、ひとり暮らしの高齢者の世帯数などを分析され、使用されなくなった場合の対応や、老朽化による撤去及び修繕の基準など、市としてしっかりした方針を決めておく必要があるとの意見がありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。

次に、曾於市水道事業会計の状況については、年度末給水戸数1万4,314戸で、前年度と比較しますと48戸の減であります。

また、給水人口は3万4,240人で128人の減であり、計画給水人口に対して89.7%の普及率であります。今後も事業のための施設改良等については年次的・計画的に進めながら、市民サービス増進のため安全で安定的な水の供給に努めるとともに、健全な企業経営に努力していくとの説明がありました。

なお、審査の過程で、管路図はどれほど整備されているのかとの問いに、6水道事業会計あり、全路線で管路図を作成しており、現在、緊急雇用対策事業を3年間の時限つきでしているが、これによって臨時職員を1名お願いし、新設や布設替え工事等があった際は、より精密なものとなるように情報の入力をしているとの答弁でありました。

次に、八反、白毛地区の水源について、配水量は幾らかとの問いに、白毛の配水池は1,200m³が貯水可能で、八反第1は1,540m³が貯水可能なので、十分賄えている。平常時は何も問題ないが、もし八反第1水源でポンプ等が故障したといった非常時の場合、最低限、白毛、高松、西高松の加圧配水区域内だけでの水の確保をしなくてはならないので、これについては1日当たり約60m³を配水しているので、この配水源について確保したいということで八反第2を掘削したところだったが、鉄及びその化合物の基準値が0.3mg/ℓだが、1月6日採水して検査したら1.2mg/ℓで高く、その後の検査でもこの数値が下がる見込みもないことから、八反第2水源地

については断念をしたとの答弁でありました。

水道事業会計決算の審査では、本特別委員会において、以下の項目について意見の集約をみたところであります。

末吉八反・高松配水池整備事業は、平成17年度から取りくまれており、22年度までに5億2,118万円の事業が執行されており、22年度に第2水源のさく井工事が行われたが、鉄分が多く飲料用に適さないことから、今後全面的に総括が必要である。

以上審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、曾於市水道事業剰余金の処分は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分するものであります。

処分については、減債積立金600万円、建設改良積立金753万2,074円、翌年度繰越利益剰余金21万9,683円の処分であります。

特に質疑もなく、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（大津亮二）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね午後1時再開いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開き、認定案第4号から議案第42号までの決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○16番（五位塚剛議員）

まず、国保会計について質問したいと思います。国保については、やはり一般会計からの繰り入れを含めて努力をされております。その中でも、やはり滞納が非常に増えているのは事実でございます。しかし、現実には分納を含めて一定の収入は確保はされておりますけど、どうしても払えない被保険者がいらっしゃるわけですが、やはりこの問題を解決するためには、国保税の減免規定、要するに免除規定を含めてこの曾於市にあった独自の規定というのを設けない限り、これ改善されないと思うんですけど、そのあたりの対策と見通し、当局も一定の考えがあるでしょうけど、決算委員会での審議状況を報告していただきたいと思います。

次に、水道事業について質問いたしますが、ここにも書かれておりますように、

八反地区の第2水源の問題でございます。結果的に、良質な水質ではなかったということで断念をするという報告でございますが、このことについて委員の方々からどのような意見が出たのか、また当局はこれに対しての責任をどう認識されているのか、そして新たな水源地をどういうふうに対策を考えているのか、その報告があったのかですね、求めたいと思います。

以上、2点が中心でございます。

○決算審査特別委員長（吉村幸治）

ただいまの国保会計の滞納が非常に多いが、分納もやっているけど滞納が非常に多いが、解決策としては市独自の減免措置を講ずる必要があるんじゃないかなという質疑であります。委員会の中でもそういう質疑があった中で、今の減免措置の中で前向きに対応していきたいということでありまして、委員会の結論としては、質疑者の結論としては半年くらいもうちょっと様子を見ていこうということでありました。

それから、八反第2水源の対応ですが、八反第2水源については現地調査もしました。第1水源から八反第2水源まで160mということで、本会議でも質疑があったわけですが、そういうことで掘削したが先ほど報告しましたとおり鉄分が標準の4倍くらいあったということでありまして、この水そのものはもう断念ということであるんですが、その責任があるんじゃないかなという質疑があったんですが、それについてはそれ以上のことは出ておりませんが、基本的には現地調査の中でも報告の中でも、もし第1水源が使えなくなった場合は、15ページですが、約60m³、60トン必要であるので、早急に対応を考えていかないかということ、この近くになります。末吉小学校の使っていないプールが今あるということでありまして、その水質検査をして今後の対応については考えていきたいということでありました。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

国保の滞納者の方々の救援策として減免の規定の問題でございますが、半年ほど検討させていただきたいということでございますが、それは半年間の中で基本的には改善をしていくという意味でとらえていいのか、その確認。

あと、水道の問題でございますが、現実には第1水源は今問題ないわけですが、130mっていいましたですかね、160mっていいましたですかね。八反第2水源が。160m離れているところで、非常にマンガン性を含めて悪いということは、実質一般的な考え方として、同じ水源の近くであれば同じような状況になる可能性もあるわけですが、水の層が違ったんだらうと思います。しかし、160mであつたら今はいいかもしれんけど、場合によっては同じような悪くなる可能性とい

うのは、これは否定はできないんですね。それを、想定して今後の対策を考えられると思うんですけど、やはりあらゆることを想定しながら、市民の水の確保は大事だと思っておりますが、今末吉小学校の使っていないプールの水源を調査して対応も検討されると言われましたが、そのあたりは可能であるのか、そのあたりの回答というのは本年度の議会中に当局は結論を出されるのか、そのあたりはどうだったのかお答え願いたいと思います。

○決算審査特別委員長（吉村幸治）

国保の会計、滞納の分ですが、今の曾於市の減免規定ではちょっと問題があるんじゃないかなという質疑に対して、今この減免規定の中で進めていきたいということでありましたので、委員の中からそれじゃ半年経過を見るということでありましたので、それ以上のことは出ていないんじゃないかなと思っています。当然、いい悪いも含めて半年間十分担当課で、保健課の、これは国保やったから税務課長やったかな、ということでありましたので、答弁があったところでございます。

それから、八反水源の第2については距離は160m離れているんですが、層が違った、鉄が多かったということでありますので、その中で本会議でも出たかわかりませんが、ちょっと記憶じゃないんですが、試掘した場合は100mの場合は約900万円くらいかかる、300mの場合は1,500万かかるということでありまして、直接掘削がどうだったのかといろいろ出ましたので試掘した場合はこういう形であったということでありまして、今のところ末吉小学校の使っていないプールがあるから、そこを水質検査して、いい場合は今後議会に予算書等も出してくるんだろうと思いますが、そういう説明を受けただけでありまして、それ以上のことは出ておりません。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。まず、認定案第4号、平成22年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、認定案の4号の国民健康保険特別会計の決算の認定には反対をいたします。

討論の第1点は、国民健康保険会計は制度上あるいは国の政策上問題点があるという点がございまして。国はもともと市町村の国民健康保険会計に医療費として補助

すべき交付金を、全額これまで支給しておりません。特にこの十数年来、被保険者の所得が曾於市でも伸びない中、一方で医療が大変増える中において、本市においても国民健康保険会計の財政をこのことが大きく圧迫している１つの要因にもなっております。

討論の第２点、平成22年度曾於市は国保税の平均で８％の値上げを行いました。共産党議員団は市民の所得が落ち込む中で、被保険者への新たな負担ではなく、国保会計の一般会計からの繰り入れや、基金の取り崩しで財政的な対応を講じるべきだと値上げには反対してきた経過があります。

討論の第３点、22年度国保税の収入未済額、つまり滞納額は２億5,000万円となります。その中には生活困窮者や経営不振で税金が納められない方も多く見られます。しかし、これらの方の中で22年度税の減免申請を行い、そして結果として減免が認められたケースは１人もありません。決算審査の中で、このことは曾於市に現在の減免規定の内容が形ばかりで実情にあっていないからではないかとの私の質問に、税務課長から今後半年間減免規定があることを被保険者に周知徹底を行い、そして検証を行ってまいりたい。市ではその結果を踏まえて減免規定の見直しを含めて検討していきたいと答弁がありました。いずれにいたしましても、22年度はそうした不十分さが残る中での国保会計の執行状況でありましたので反対といたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第４号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、認定案第４号、平成22年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第１号、平成22年度曾於市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

老人保健特別会計は、制度としては実質なくなっておりますが、まだ精算部分が一部22年度残っております。共産党議員団はもう、これは一貫して制度として問題ありという形で予算決算には反対いたしておりますので、22年度においても反対をいたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第1号を採決いたします。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、認定案第1号、平成22年度曾於市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第5号、平成22年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、認定の5号の後期高齢者医療特別会計決算認定には反対いたします。

もともと厚労省がこの制度をつくったねらいは、高齢者の医療費をいかにして抑えて、そして削減するか、このことが理由でありました。それ以上の納得いく理由は私は知りません。ですから、この制度は設立当初から国民、特に高齢者の厳しい批判と反対の議論の中で制度として発足した経緯があります。さらに、国会審議の中でも各政党からそうした立場からの論議がございました。このように、この制度は高齢者を75歳で区分けする、要は差別的な制度でありまして、共産党議員団は制度の廃止を求めて反対をいたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第5号を採決いたします。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、認定案第5号、平成22年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第6号、平成22年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、認定案の第6号の平成22年度介護保険特別会計決算の認定には反対いたします。

討論の第1点、高齢化が進み行政上、高齢者にサービスを提供する一つの形態として平成12年度から介護保険会計を市町村単位で設置したこと自体は、時代の流れからいいまして必要で大切なことであります。

ただ、この制度の問題点の1つとして指摘できるのは、わずかな年金収入の方でも保険料が高い点があります。22年度曾於市を見ましても、同じ年金生活者の介護保険料が国民健康保険税に比べて約2倍から3倍に達している例が見られます。特に、高齢者の中でわずかな収入の国民年金の受給者が圧倒的に多い曾於市の場合は、この点が深刻でございます。関連いたしまして、わずかな収入の国民年金の受給者は、介護保険の割負担が大きくひとり暮らしの方など安心して看護サービスを受けられない。特に1カ月7万、あるいは8万、9万を超える施設サービスは、事実上利用できない制度上の問題点も合わせて指摘できます。

討論の第2点、介護関連の施設は施設が足りない待機待ちの状態であります。個人的なことでありますが、私自身、現在その経験をいたしております。特に、年金収入が少なくても入所ができる特別養護老人ホームは入所希望者が多く待機者が多い。

討論の第3点、全国的に介護施設で働く労働者の給与を含めての労働条件が劣悪であるために、その実態が問題とされ、国は22年度においても給与分を3%引き上

げる法的な措置をとりました。実際曾於市でも、これら施設で働く方々は大変厳しい労働条件で実に小まめに仕事をされております。決算審査の中で、市内の介護施設関連の従業員は確実に給与の3%上乘せが行われているか質問いたしましたが、市当局はその実態はつかんでないとの答弁でありました。従業員労働者あつての高齢者への充実した介護サービスでございます。今後、市当局は市が直接間接に予算を通してかかわるこの事業でありまして、従業員の労働条件についても可能な限りしっかりと実態をつかむべきではないかと思ひます。

以上で討論といたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第6号を採決いたします。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、認定案第6号、平成22年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第7号、平成22年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、認定案の7号の平成22年度公共下水道事業特別会計決算認定に反対いたします。

討論の第1点、共産党議員団はこの間、街地域であっても、高齢化と人口減少が進み、人口密集度が大変低い旧末吉町では金のかかる下水道事業は必要なく、合併処理浄化槽の大量普及こそ財政上の観点からも効果的ではないかと、下水道事業には一貫して反対してきた経過があります。決算審査でも明らかとなりましたが、現在では下水道も合併処理浄化槽も汚水の処理能力はほとんど変わらない点からいいましても、共産党議員団の主張と考え方は、1つの道理ある立場ではなかったかと

思います。私の荒っぽい計算では1戸当たりで計算いたしますと、市の財政上の建設費の負担は下水道は合併処理浄化槽の実に約10倍ほど大きいようであります。

討論の第2点、この事業建設の当初、当時旧末吉町では事業の効果などで下水道完成時には対象地域の人口が約2.5倍に増えて1万人を超すとの計画を立てておりました。ところが実際は人口が増えるどころか、末吉町の街地域でもこの間人口は減少いたしております。このために下水道の加入状況は今、計画どおりに進んでおりますけれども、しかし下水道の加入の総世帯が少ない、このことが結果として下水道事業の運営を22年度を含めて、そして今後も困難にいたしております。市はこのために今後も毎年1億円以上の市の一般財源を補てんしていかざるを得ません。私のこれも試算では、下水道加入者1世帯に毎年運営費として10万円以上の財政上の補てんをしなければ、曾於市の下水道事業は今後も成り立たないのであります。曾於市の財政運用上マクロ的な視点からいいましても、こうした事業が果たしてよかったのか、大変疑問が残る点であり、共産党議員団は反対をいたすところであります。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第7号を採決いたします。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、認定案第7号、平成22年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第8号、平成22年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第8号を採決いたします。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、認定案第8号、平成22年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第2号、平成22年度曾於市水道事業会計決算の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、認定案の2号の平成22年度曾於市水道事業会計決算の認定には反対をいたします。

反対討論の理由は1点のみであります。曾於市は、平成16年度から二之方、八反地域を水源地として、そこから約2.2km離れた高松、白毛地区を配水池とする上水道の整備事業を進めて22年度までに5億2,118万円の事業を行いました。しかし、22年度に1,449万円かけて掘削したいわゆる第2水源は、鉄分やマンガンが基準値を超えて使えない事態となっております。私は、地下のことは掘ってみなければわからない、済みませんでしたが済まされるものではないということを指摘をいたします。

共産党議員団は、末吉上水道の新たな整備を行うこと自体は必要なことであつたと考えております。しかし、水源地を人口が多く集まるいわゆる八反地区を水源地に指定することについては、将来水質の点で大変不安と疑問がありまして、高松白毛からは八反よりもより近い、いわゆる菱田川の水系の岩崎から柳井谷、あるいは市吉にかけて水源地の調査を行い、そして今後30年、あるいは50年と末永く安定した水の供給が行えるそうした十分な調査を行った上で、この事業には取り組むべきであつたと当時から主張いたしております。

そういうような点で、従前は水道には賛成をいたしておりますが、16年度以降予算決算には反対してきた経過がございます。この事業は23年度も続いております。つまり現在進行形の中で市当局の経過が頓挫した状態となりました。この点で池田市政の責任は免れないものと考えており、今後も議会でとらえてまいります。

以上で反対討論といたします。

○議長（大津亮二）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第2号を採決いたします。本決算に対する特別委員長の報告は認定であります。本決算は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立多数であります。よって、認定案第2号、平成22年度曾於市水道事業会計決算の認定については認定することに決しました。

次に、議案第42号、平成22年度曾於市水道事業剰余金の処分について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。本決算に対する特別委員長の報告は可決であります。本決算は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第42号、平成22年度曾於市水道事業剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第16 議案第47号 平成23年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

○議長（大津亮二）

次に、日程第16、議案第47号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第4号）

についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第16、議案第47号、平成23年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。第1条は歳入歳出予算の総額に4億4,114万6,000円を追加し、総額を230億7,400万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、4ページの第2表のとおり現年発生農業用施設災害復旧費ほか1件を変更するものであります。それでは、予算の主な内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、台風15号による災害復旧に伴うものでありまして、歳入におきましては農地災害復旧費分担金1,030万円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金6,263万1,000円、農業用施設災害復旧県補助金1億6,011万5,000円、財政調整基金繰入金8,400万円、災害復旧債として現年発生農業用施設災害復旧費9,130万円、現年発生公共土木施設災害復旧費3,280万円を追加しております。

歳出におきましては、災害復旧費に伴う農道など維持補修費563万円、現年発生農地農業用施設災害復旧費3億1,719万円、現年公共土木災害復旧事業1億832万6,000円を追加し、今後の予期せぬ災害等に備え、予備費を1,000万円追加しております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大津亮二）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

今回は、災害だということで委員会付託にはならないということで、当局に確認を含めて質問したいと思います。

まず、確認の第1点、今回の災害の復旧は災害前の現況復旧に返すことが基本であるのか、これの確認です。これが第1点。

2点目、建経の方々も災害調査で現場を視察されたというふうにお聞きいただきましたが、まず光神小学校のグラウンドの横の市道が崩れております。見られたと思っております。上流は側溝が大きさが400の側溝が入っております。崩れたところの側溝は250の側溝が入っております。10号線までに出るとこは300の側溝が入っております。つまり上流が大きな側溝が入っていて、災害の起きたところは250で市

道があふれて山のほうに崩壊をした。これは、建経の方々も現地に行ってみられていると思うのですが、何でこのような災害が起きたのか、担当課長説明を求めたいと思います。

次に、畛ヶ山の10号線から畛ヶ山集落に入って市道が右のほうに側溝が入って、昨年の災害で崩れて復旧が終わったばかりでございます。今回も、今回の災害で崩れて今ブルーシートがかぶせてありますが、これは建設をした業者には瑕疵がないというふうに見てもいいのか、これの確認。責任があるとすれば市当局の設計ミスなのか、これの確認。また、現況復旧したらまた同じくなると思うんですけど、その確認、お答え願いたいと思います。

次に、耕地災害について質問いたします。私たち議員で和田の畑、非常に崩れておりまして、この災害についてどうにかならないのかという要望をいたしました。しかし、基本的には災害の対象にするためには相当な予算がかかってできないんだということで、市の土地改良の予算を使って、とりあえずの土留め作業をしましたが、そこがまた崩壊いたしました。今回はこの災害について当局はどのような対策を考えているのか、お答え願いたいと思います。

あと、耕地課サイドで例えば前川内の水田が崩れまして、これも去年災害で復旧して、地元負担、個人負担が発生して修理をいたしました。また今回も崩れて市にお願いしたら、また個人負担が発生しますよということでございます。何で、同じようなところがこんなに崩れるということを地元の人たちに個人に負担をさせなきゃならないのか、その確認。

あと、財部の水田で飯野の方が崩れて、自分で土のうを積んでブルーシートをかけておりますけど、市にお願いしても最終的にどうするかということを回答がない。また西村の方が市の側溝があふれて、崩れて個人の畑を壊しているのに、お願いしてもそれは建設課の責任じゃないかということもいうし、いやそれは耕地課だと言って、結局解決をしてない、こういう問題が山積しているんですよ。今度の災害に対して市長どのような対策をとっているのか、お答え願いたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

災害の復旧の方法でございますけれども、これにつきましては災害を受けた施設の被災前の効用を回復する必要最小限度までというふうに事業がされておりますので、原形への復旧をということで考えております。

それから、光神小学校のところの分は、ブロックの路肩の崩壊でございます。ブロックがそこに積んであったわけですが、そのブロック全体が下のほうにすべるような形で路肩が崩壊しているわけですが、確かにその部分の側溝は小さい側溝でございます、また小学校の校庭、それから側溝等がちょうどそこへ

合流するような形で、水があふれているということがあったかと思います。また、今ちょっと復旧のほうで工法等検討いたしておりますけれども、そのブロックの基礎部分の路盤の耐力といいですか、地盤の状況が余りよろしくないということで、今また県のほうとも協議をいたしております。そういったことが原因であったと考えております。

畛ヶ山のほうの側溝ですか、ちょっとどの分かよくつかめなかったんですけども、今回も時間雨量55mmという大きな、短時間にゲリラ豪雨的な雨も降っておりますので、そういった予想しない雨量等でそういったことが起きたのではないかと考えているところでございます。

（「昨年度事業したところでの過失関係は」と言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

昨年度の事業したところでの崩壊ということでちょっと私は把握をしていないところでございます。

○耕地課長（吉田誠得）

まず和田地区の過年災の件でございますけれども、私の今、北部畑かんの捨土等があるかということで、北部水利事業所の係長と再三にわたり協議をいたしております。その中で幾らかの捨土が出るんじゃないかということで、その復旧の工法等について協議をいたしておりますして、幾つかの工法を協議しております。具体的にはなるべく早い段階で復旧作業を考えているところでございますけれども、諸般の事情等からかんがみまして、最悪でももしかすると年を越して4月以降になるかもしれないといったこととも協議をいたしております。しかし、なるべく早く別な方法等でできないかということで協議を随時いたしているところでございます。

それと、前川内の件でございますけれども、私どもも査定等の工法協議等にとりまして工事をしております。また、近辺が災害が発生したということでございますけれども、この負担については今まだ査定が済んでおりませんので、査定終了後にいろんなそういった工法等が定まってくると思いますが、基本的には受益者の負担が発生するというふうに考えております。

○財部支所産業振興課長（富岡浩一）

お尋ねの財部の飯野の水田の件でございますけれども、こちらにつきましては私どもも大きな箇所につきましては、現地に行っているところでございますけれども、この飯野につきまして私もちょっと場所を把握しておらないところでございます。

それから、西村の件ですけれども、これは建設水道課か、耕地課なのかといういろいろ話があるということなんですけれども、こちらにつきましてもちょっと建設水道課のほうと現地をちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

そういうことで済みませんがお願いいたします。

○16番（五位塚剛議員）

災害については、国の補助事業等の関係もありますから、現況復旧が基本であると思います。それは否定はしません。しかし、よく考えてください。私がなぜ言いたいのかというと、いつも同じ過ちをしているからなんです。それはなぜかというと、今回の光神小学校のここはですね、今回が初めて崩壊したんじゃないですよ。私が、ここ30年の間に私が知る限りもう2度も3度も崩れているんですよ。それは、崩れるはずですがね、上流は400入って、崩れたところは250の側溝だからあふれて路面の市道を流れて、山のほうにどんどん飛び越えていって削って崩れるわけですよ。

だから、今回の場合は同じ過ちをしないために、この国道10号線までの側溝の改良を同時に市単独でもすべきですよ。それをしなかったら、同じ過ちをして新たな負担と市民に迷惑をかけるんですよ。入佐の今度の崩壊もそうですがね、去年右側を半年かけて災害復旧した、今度は左側が崩れました。それはなぜかというと、オーバーブローはまっすぐ来て今度は左側のほうへ飛び越えたわけですがね。飛び越えないように縁石のかさ上げをしていないからですよ。和田の今度のところもそうですがね、あそこもだって、ガードレールのどこかがオーバーブローしたから崩れているんですよ。そんな対策全くしてないじゃないですか。

それと、災害の場所を把握してないと言われました。把握してないはずですよ。言ってもあなたたちは、私たちが行ってここに災害がおきたから確認してくださいと言ったのに旗も立てようとしない。今年になって、どこか立てているところありますか、今年の災害も、去年おとどしは立てましたけど、全く市民から出された水田にしても、耕地災害にしても、ちゃんと確認しましたよということですよ。何で立てないんですか、簡単なことを。畛ヶ山の、国道10号線から畛ヶ山のほうに入っていくと、あそこ今改良して側溝を畑を通じてユズ畑のところに改良で流してそれが去年の災害で崩れて、災害で普及したばかりですよ。それがまた今度ですよ。予想をしてない雨量があった。想定外というのは今どきはやらないんですよ。想定をしなくちゃなんですよ。同じ過ちを何度もするんですよ。これは、国の税金じゃないですよ。私たち市民の税金と同じなんです。だから、何でそうなるかということを考えなきゃいかんですよ。バイパスをすとか、側溝を大きくすとか、ふたが持ち上がらないように円管の丸型の側溝にすとか、いろんな方法があるわけですがね。市長、副市長含めてもうちょっとこの災害の問題について即決で決めるんですから、もうちょっとしっかりして対策をしていただきたいと思います。

国県の補助にしても、やはり災害を未然に防ぐ努力というのは市当局の責任です

よ。結果的に市民の人たちが通行ができなくなる。市民の人たちが田んぼに行けなくなる、畑に行けなくなる、いろんな問題が発生するんですよ。それをやはり必要なのは手を打つ、要するに市道も先を見てかさ上げをして、アールのところはかさ上げしてオーバースローしないようにするのが当たり前ですがね。それをしないからいろんなことで起きているんですよ。市長、ちょっと答弁していただきたいなど。私はもうずっと我慢していました。しかし、もう同じ過ちを何度もするから、こういう指摘をせざるを得んとですよ。現地に対しても市民から相談して行ったか行っていないかの確認一回一回しなきゃならない。お答え願いたいと思います。

○副市長（末廣光秋）

私のほうで担当いたしておりますので、答弁をさせていただきますが、災害につきましては、5月の市政説明会の段階で災害が発生した場合は、担当課のほうへ御連絡をくださいということで、今御指摘があったように調査をしまして、調査が済みましたら調査標を立てますよということもお願いをいたしております。それが履行されてなければ今後徹底したいというふうに思っているところです。

それと、現地の把握でございますが、範囲が広うございますので住民の方々、あるいは今御指摘がありました議員の方々に御相談等があった場合は、ぜひ情報を担当課のほうへ入れていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

あと、先ほど担当課長のほうが答弁を申し上げましたが、どちらの課であるかということでございますが、現地を把握をしてすぐ対応ができる範囲であれば対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

基本的に、やはり一度約束したことについては、やっぱ誠実の守っていただきたいと思います。それと、今回の災害で財部の山林の、要するに都城の業者が杉を伐採して、そのあとの処置の仕方が悪くて水田に相当流れ込んでおりますが、これなんかの被害に対する負担といたしますか、その下の人たちの水田に対する負担は、市当局はどういうふうに考えているのでしょうか。地元の人たちはだれにも文句言いがいいんですよ。そういう場合について検討されているのかお答え願いたいと思います。

あと、今回の災害について最終的には年度末までに完成をすべてできるのか、そのあたりを確認を求めたいと思います。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

先ほどありました側溝等の改修等については鋭意取り組んでいきたいと思います。それから、工事のほうは今度14日の週から国の査定のほうが始まりますので、その後発注をしまして年度内に完了をしたいと考えております。

それから、先ほどのユズの災害箇所については耕地災害でしたので、ちょっと私のほうが把握してなかったところでございます。

（「耕地災害じゃないでしょう、市道の側溝のやつが原因だから、耕地災害じゃないでしょう。あれは、市の側溝ですよ、あれ」と言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

昨年、復旧を耕地災害でしている。

○議長（大津亮二）

暫時休憩いたします。直接やりとりをしないでください。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時52分

○議長（大津亮二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○耕地課長（吉田誠得）

御指摘の伐採に起因した災害じゃないかという御質問でございます。これ財部地区の件でしょうか、沢田地区の件。御指摘のそういった内容があるかもしれません。しかし、私どものほうでは、災害の後の処理ということで工事等を発注しますので、まずその伐採の仕方ですね。あと、植樹の仕方等につきましては、経済課の林政の係とも十分協議をしながらそういった方向性で指導を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

五位塚議員の質疑も関連して、含めて三、四点質問いたします。

第1点は、今回提案されているこの災害復旧については台風の15号を含めてこの夏の災害復旧費はすべて盛り込まれているというふうに、一応確認をとりたいんですが、答弁をしてください。これが第1点。

それから、これは意見として予備費に1,000万円を計上したことは、これは当然のことではありますが、よいことだと思っております。

質問の第2点目でありますけども、五位塚議員の質問にも関連いたしまして、こ

れは一番担当課が詳しく知っている点だと思うんです。やっぱ災害が起きる箇所というのはやっぱり同じ箇所、近くの箇所が結構多いと思うんですよ。これは土地の形態等を含めて、質問になりますけれども、その点で耕地課そして建設課は今年に限らず昨年、一昨年を含めて過去の災害箇所のデータは、記録はっておりますか。そして、関連して今度の災害についても、過去の事例を含めての総合的な検証はこれは必ずしなけりゃいけないと思うんですよね、必ず。そうでなければ、さっき五位塚議員が指摘したようなある面じゃ住民から見てとても納得できない対応に現状復旧が基本でありますので、ならざるを得ないと思うんですよ。その点で、過去の災害についてもデータを取っており、そして今回起きた災害との関連性を含めて、総合的な関連性を含めての検証は、これは絶対必要だと思いますが、これはやっておりますか、これが質問の2点目であります。

それから、即決でありますので委員長に質問できませんので、担当課長に質問いたしますが、午前中のこの建経の委員長報告の中で、今回の災害について災害箇所によっては森林開発を発端とする人的災害の可能性も否定できない箇所もあることから、森林開発にあたっては予見される事態を想定して行うよう、当事者及び関係者への指導もあつてしかるべきじゃないか、これは行政的には行政指導ってならざるを得ないと思うんですが、行政指導もあつてしかるべきではないかとの意見が出したところでありますって下りがあります。

質問であります、こうした箇所、こうした内容、こうしたケースの場合、行政的な立場から、いわば法的な裏づけのもとによって、行政指導がこういった形で行うことができるのか、それぞれ耕地課長、建設課長答えていただきたいと思います。これは、今回の災害でも先ほど質疑があった点も含めて関連性があるからであります。

以上の3点であります。

○建設課長（高岡亮蔵）

公共土木災害にかかる災害復旧につきましては、今回6月の豪雨、それから今回15号の被害まで、今まで起きました部分をすべて含んでおります。

それから、過去の事例についての記録はということでございますが、工事台帳それから設計書等は保管するようになっております。その都度、災害が起きた場合はその現場の付近等もいろいろ考えまして、続けてそこで災害が起きないような工夫はいろいろしているわけですが、なかなか追いつかない部分もあるのかと考えております。

開発行為については、建設課のほうでは都市計画の開発行為とかそういったことでの行政指導はできる場所ですが、林地開発は経済課でお願いしたいと思っております。

○耕地課長（吉田誠得）

今年の災害に関しましては、すべて含んだ補正ということでございます。

それと、過去の災害復旧のデータでございますけれども、今建設課のほうからございましたように各年度の設計書等を保管してありまして、そういったところから過去のものはわかるわけでございますけれども。その年の検証等につきましては、原因等については、いろいろと、先ほど申しましたように査定等でも質問を受けまして、それに対する策をどうしたふうに講じているのかといったこと等もその中では協議をされてるところでございます。

あと、開発行為等につきましては、今、建設課長からあったとおりでございます。

○経済課長（谷元清己）

お答えいたします。

林地開発というようなことでありますけど、まず、私どもが想定しておりますのは、杉、いわゆる森林の樹木の伐採のことだろうというふうに思っております。これにつきましては、伐採をする前に一定の期間ということで届け出をするようになっております。それにつきましては、市のほうにということになっていますが。そういった伐採の届けがあったときに、それが適であるか不適であるかというような判断をさしていただくわけでありましたが。伐採をするところ、いろいろ傾斜地もありますが、そのようなところについては、十分慎重に、こうして判断をさしていただいているところであります。

しかし、問題は、伐採をした後の造林ということになりますが、森林組合等がされたところにはもう約7割程度植林もされているというように聞いております。また、それ以外のところにつきましても、その造林をしてもらうようにということによって指導もいたしております。行政からは、そのようなことが行政指導かなというふうに思っております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

1回目の課長答弁を踏まえて、市長でも末廣副市長でもよろしいんですが、質問を申し上げます。

ことは、災害の数としては、金額的にもそう大きくないんですが。昨年の災害で、私はいろんな教訓点があったかと思うんです。今後、行政上生かす点でですね。繰り返しますけど、質問を、やはり災害が起きる箇所というのは、一つは、同じ場所あるいは近くの場所が、どうしても土地の形態上、山を含めて田畑含めて、なりがちになると思うんです。ですから、過去どういった災害が、近くを含めて同じ箇所を含めてあったかは、当然記録はとっておりますので、それを総合的に検討する

場を、やはり副市長あたりをキャップにして。というのは、課をまたいでの経済課を含めての関連性がある災害もあろうかと思しますので、これはもう絶対に検証を行うべきじゃないかと思うんです。これは、第1点。行ってなかったら、これ十分もうしていただきたい。

それから、第2点目の質問であります。そうした場合に、五位塚議員からも指摘がありましたように、どうしても、この側溝整備が非常に曾於市の場合おくれていて、つけ足しつけ足しだけでやってるもんだから、上流側のほうがやはり側溝が大きいということもあっちこっちに見られます。そうした点で、一つが原因で災害が起きていたら、そのことを含めて過去の検証も行いながら、やはり、そこは、一定、お金はかかりますけども、計画を立てて基本的には抜本的な改修が必要じゃないかって。そのための、やはり検証、確認は、これは副市長がやはり一定の指導を果たさなきゃなかなか難しいんじゃないかと思うんです。体制的な点を含めて、課をまたいで点もあります。この点で、やはり災害が起きたら、基本的には現状復旧が基本でありましようけれども、しかし、必要ならば、そうした二度とあるいは三度と同じ箇所、近くの箇所で起こさない立場からも、市単独の財源も一定取り組みながらやっていくっていう点は、やはり指導、主権を市長なり副市長は果たすべきじゃないか。これが第2点目であります。そうじゃなければ、住民はとても納得しないと思うんです。

それから、第3点目は、関連いたしまして、やはり、特に、今は山の問題、山が非常に荒れていて、そして、全体として農地を含めて流れる水の量が毎年多くなっておりますので、河川、用水路、排水路を含めて水の量が多くなっております。この山の開発行為についても、行政として、どのような点が、今後教訓として災害を事前にとどめるという点から考えれるのか、検討されているのかどうか。この点についても、現段階で説明、答弁ができる点があったらお聞かせ願いたいと考えております。

以上、3点です。

○副市長（末廣光秋）

災害の箇所が同じ場所で発生をするということでございます。当然、今、御指摘がありましたように検証等をしながら、市道の改良あるいは排水路の計画等をするというのが基本だというふうに思っています。排水路整備につきましては、昨年度災害等を教訓にしまして、今年度も予算措置を例年より多くさしていただいたというふうに思っているところでございます。今後につきましても、そういう必要な箇所については予算措置をさしていただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の林地開発の件でございますが、先ほど経済課長のほうで答弁

をいたしたのが今対応できる範囲でございますが。今、御指摘がありました分については、今後、何らかの形で対応はできないか検討はしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

今出されたことを事前に行っていたら、さきの五位塚議員の1回目の質問に対する課長答弁、建設課長の、いう答弁はなかったと思うんです。総合的な検証を起こった上での議案提案で、また議会の質疑に臨む姿勢も前もって準備していたら、その点で、建設課長、耕地課長、ぜひ今後、そういう点は、一定の市単独の予算、これはいたし方ない災害関連の予算でありますので、十分な対応をしていただきたいと思います。もう答弁よろしいです。

○議長（大津亮二）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮二）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮二）

起立全員であります。よって、議案第47号、平成23年度曾於市一般会計予算の補正（第4号）については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程のすべてを終了しました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（池田 孝）

さきの議会において、平成22年度の一般会計の決算の認定について、またほかの特別会計についても認定についてお願いをいたしておりましたけれども、議会においては特別委員会を結成されまして、長い間審議をしていただき、そしてすべてのものについて本日認定をいただきました。これまでいろいろと出された意見などについては十分参考にしながら、今後に生かしてまいりたいと思います。いろいろと議会の皆さん方には御迷惑やら御指導やら賜っておりますけれども、また今後ともよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（大津亮二）

以上で、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、平成23年第2回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
認 定 案 第 3 号	平成22年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 4 号	平成22年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 1 号	平成22年度曾於市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 5 号	平成22年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 6 号	平成22年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 7 号	平成22年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 8 号	平成22年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 2 号	平成22年度曾於市水道事業会計決算の認定について	賛成多数 認 定
議 案 第 4 2 号	平成22年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決